

平成二十八年一月二十九日受領
答 弁 第 六 四 号

内閣衆質一九〇第六四号

平成二十八年一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出不正パチンコ台の撤去に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出不正パチンコ台の撤去に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

一般社団法人遊技産業健全化推進機構における調査結果を踏まえ、警察庁から日本遊技機工業組合に対し調査を依頼したところ、同組合から、ぱちんこ遊技機（以下「遊技機」という。）の製造業者が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の検定を受けた型式に属する遊技機として出荷した遊技機の中に、出荷する時点において既に当該遊技機が属するとされた型式の遊技機と性能の一部が異なる遊技機が含まれていた可能性があることから、そのような遊技機について、今後、回収を進めていくとの報告を受けたものである。同組合において、現在、当該回収の対象となる遊技機について引き続き調査を実施しているものと承知している。

警察庁としては、全日本遊技事業協同組合連合会、一般社団法人日本遊技関連事業協会、一般社団法人日本遊技産業経営者同友会、一般社団法人余暇環境整備推進協議会及び一般社団法人パチンコ・チェーンストア協会に対し、当該回収に最大限協力するとともに、可及的速やかに当該回収の対象となる遊技機を営業所から撤去するよう要請したところである。警察としては、適正な遊技機による営業がなされるよう、

引き続き、ばちんこ業界を指導するなどして、同業界の適正化を推進してまいりたい。